

# 屋外広告物申請 Q&A

## 申請について

**Q 申請が必要な広告物とはどのようなものですか？**

**A** 自家用の場合は、1物件あたりの表示面積が $7\text{ m}^2$ を超えると申請が必要です。  
自家用とは、自己の事業所や営業所に設置する、自己の氏名、名称、店名若しくは商標、あるいは自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物のことをいいます。

なお、自家用でない場合は大きさに関わらず申請が必要です。

許可の基準や必要書類等については下記の URL から「屋外広告物のしおり」をご参照ください。

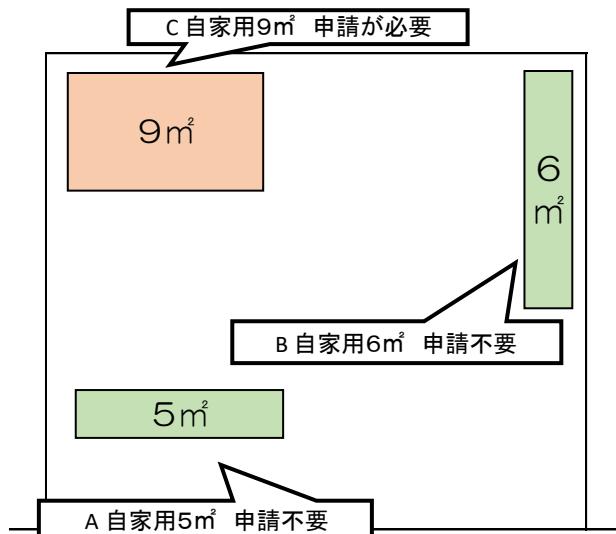
「屋外広告物のしおり」

URL: <https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html>

**Q** 自家用広告物の1物件あたりの表示面積が $7\text{ m}^2$ を超えると申請が必要というのは、設置しようとする自家用広告物すべての総面積のことでしょうか？

**A** 1物件あたりの表示面積とは、1つの表示物件ごとの面積で計算します。

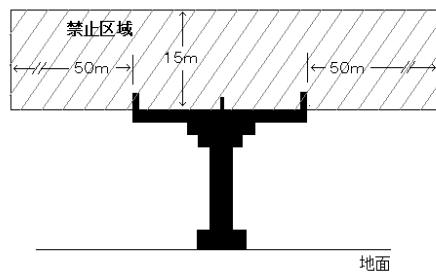
例えば、建物の北面にテナント名の表示とする壁面看板を3基設置する場合「A店 $5\text{ m}^2$ 」、「B店 $6\text{ m}^2$ 」、「C店 $9\text{ m}^2$ 」であれば、自家用表示で $7\text{ m}^2$ を超える「C店 $9\text{ m}^2$ 」については許可を受けるための申請が必要となります。



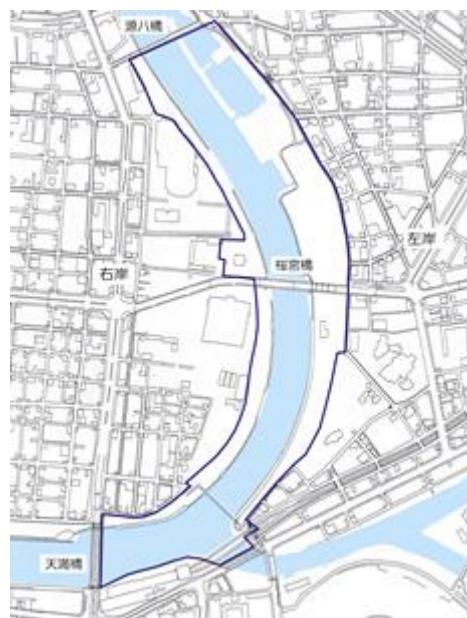
**Q 申請が必要な広告物を設置するにあたり禁止地域はありますか？**

**A** 大阪市内において禁止地域は設けておりませんが、本市では阪神高速道路の路端から50mの範囲内で、高速道路の路面高以上、路面から15m以下の範囲について禁止区域としております。（下図参照）

このため、路端から50mの範囲内の場所であっても、阪神高速道路の路面より下の位置または阪神高速道路の路面から15mを超える位置であれば禁止区域には該当しません。



また、大川風致地区内で、源八橋から天満橋までの間についても広告物を設置することができない禁止区域となっています。



広告物禁止区域については、下記URLにアクセスし、「まちづくり・都市整備基盤<屋外広告物規制地域図」で確認することができます。

「マップナビおおさか」

URL:<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

**Q 阪神高速道路禁止区域には高速道路の出入り口は含まれますか？**

**A** 阪神高速道路の出入り口やサービスエリアは含まず、本線のみが対象となります。

**Q 阪神高速道路禁止区域と禁止区域以外のどちらにもかかる広告物は設置できますか？**

**A** 自家用広告物であり、阪神高速道路禁止区域にかかる部分が 7 m<sup>2</sup>以下の広告物であれば申請可能です。物件ごとに定めている許可基準等をご確認のうえ、掲出禁止区域にかかる部分の面積が分かる資料も合わせてご提出願います。

**Q 阪神高速道路禁止区域内に該当しますが、高速道路を走行する車両からほとんど視認できない位置に設置を計画しておりますが、この場合も掲出はできないのでしょうか？**

**A** 遮音板や一方通行などの理由により高速道路から展望できない広告物は掲出可能です。

また、自家用広告物であり、視認できる範囲が 7 m<sup>2</sup>以下の広告物であれば申請可能です。物件ごとに定めている許可基準等をご確認のうえ、視認できる部分の面積が分かる資料も合わせてご提出願います。

**Q 申請にあたり設置場所の用途地域を調べる方法はありますか？**

**A** インターネットで地図情報サイト「マップナビおおさか」をご利用いただくと用途地域等についてお調べすることができます。

下記の URL にアクセスいただき、「まちづくり・都市基盤<都市計画情報(用途地域)」の順に設置場所住所をご確認いただけます。

また、詳細については、また、詳細については都市計画局 計画部 都市計画課にお尋ねください。

「マップナビおおさか」

URL:<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

都市計画局 計画部 都市計画課

TEL : 06-6208-7882

大阪市建設局総務部管理課  
(電話:06 - 6615 - 6687・78)

**Q 申請にあたり設置場所が景観計画重点届出区域に該当しているかを調べる方法はありますか？**

**A** 上記でご案内いたしました地図情報サイト「マップナビおおさか」をご利用いただくことで重点届出区域についてお調べすることができます。「マップナビおおさか」の URL にアクセスいただき、「まちづくり・都市基盤<都市景観に関する情報」の順に設置場所住所をご確認いただけます。

また、詳細については都市計画局 計画部 都市計画課（都市景観担当）にお尋ねください。

「マップナビおおさか」

URL:<https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/index.html>

都市計画局 計画部 都市計画課（都市景観担当）

TEL：06-6208-7887

**Q 申請にあたり、許可を受ける設置者をビルのオーナーとするべきか、テナントの代表者とするべきか決まりはありますか？**

**A** 特に決まりはありません。

オーナー様とテナント様でお話しのうえお手続きください。

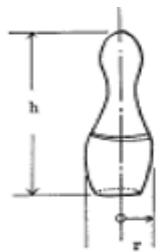
テナント側で許可を受けていて広告物件を残したまま退去する際は、オーナー側に名義変更していただく必要があります。その際は、「屋外広告物設置者管理者・変更届」をご提出ください。

**Q マンション等を建築中の工事現場の仮囲いや足場に広告物を設置したいのですが、許可を受けることは可能ですか？**

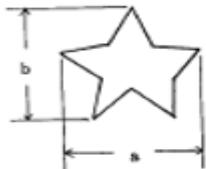
**A** 建築中の工事現場の仮囲いや足場への広告物を設置については、敷地内であれば掲出可能ですが、占用許可を受けて道路上に設置されている部分への設置はできません。

**Q 立体的な広告物を設置したいのですが、許可を受けることは可能ですか？**

**A** 民地内への設置を前提として許可を受けることができます。  
表示面積の計算方法は、例として下図のとおりです。



ボーリングのピン：円柱とみなす  
 $2\pi r \times h$

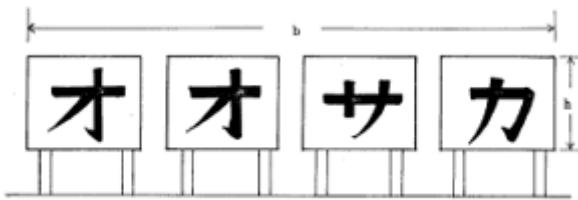


星型：四角形とみなす  
 $a \times b$

**Q** 一文字ずつが離れている広告物（箱文字等）の際の面積計算方法はどのように計算しますか？

**A** 構造上個々に離れていても、全部で一つの内容を表している場合は空間も含めて面積計算します。

(例)



$$\text{申請面積} = h \times b$$

**Q** バスやタクシーなど、車に広告物を添付する際は、屋外広告物の許可が必要ですか？

**A** 自動車（バス、タクシー、トラック、自動二輪等）や電車に広告物を掲載する場合は、屋外広告物許可申請が必要です。なお、船舶、原動機付自転車、自転車については、屋外広告物許可の必要はありません。

一般広告物と同様に自家用広告物は、 $7 \text{ m}^2$ を超える場合に申請が必要です。自家用広告物以外は、大きさに関係なく申請が必要となります。

**Q** 広告物を建物ガラスの内側から貼り付けて公衆に向かって表示するものについて、屋外広告物の許可は必要ですか？

**A** 屋内に設置しているものですので、屋外広告物許可の対象外となります。

**Q 新規設置の際の申請については建設局の窓口で手続きをしましたが、継続許可の申請も建設局の窓口で手続きをする必要はありますか？**

**A** 継続許可の申請は、建設局又は大阪市役所3階（建設局道路・下水道資料閲覧コーナー）で受付けをしております。（申請の際には、所定の申請手数料が必要となりますので窓口にて現金でお支払いください。）

また、郵送でも受付を行っており、郵送申請の場合の送付先は建設局総務部管理課となります。手数料の納付については、①現金書留、②郵便局定額小為替（普通為替可）において申請手数料の金額分を同封いただくか、後日、建設局から送付する納入通知書により納付いただくこととなりますので、継続許可申請の案内書類に同封しております「送付先等連絡票（継続申請用）」の「4手数料について」の欄に必要事項をご記入ください。

### 申請書の記載方法等について

**Q 屋外広告物許可申請書の「7. 土地建物の所有者等の承諾」欄について、別途、賃貸借契約書で承諾を得ていれば、こちらの写しの添付でも可能ですか？**

**A** 可能です。

ただし、その契約書に広告物の設置や店舗サインの設置など、具体的な内容が記載されていなければ有効とはいえません。お問い合わせで「設備という文言の中に広告物も含まれています。」とお伺いすることがありますが、その場合は設備の中に広告物が含まれている内容がわかる契約関係書類の添付も必要となります。

また、契約を締結している法人等の名称が屋外広告物許可申請書の設置者の名称と相違している場合も有効とはいえませんのでご注意ください。

なお、契約書等に「広告物を設置する際は、所有者に承認を得ること」等の記載がある場合は、別途承認を得ていることがわかる書類等をご提出ください。

**Q 申請手数料の計算方法について教えてください。**

**A** 本市では許可を受ける広告物1物件について、5m<sup>2</sup>ごとに950円の申請手数料が必要となります。その際、面積の1の位を5の単位で切上げて計算いたします。

例)  $13\text{ m}^2 \rightarrow 15\text{ m}^2$        $15\text{ m}^2 \div 5 \times 950\text{ 円} = 2,850\text{ 円}$   
 $56\text{ m}^2 \rightarrow 60\text{ m}^2$        $60\text{ m}^2 \div 5 \times 950\text{ 円} = 11,400\text{ 円}$

**Q 申請手数料は課税でしょうか？非課税でしょうか？**

**A 申請手数料については非課税となります。**

### 設置者について

**Q 不動産売買などで設置者の法人名等が変わりましたがどのような手続きが必要ですか？**

**A 「屋外広告物設置者・管理者変更届」の書式に必要事項を記入、捺印のうえお手続きください。なお、設置者を変更する場合の届出者は新設置者からとなります。**

**Q 許可を受けている代表者等の役職に就いている者の氏名が人事異動等で変わりましたがどのような手続きが必要ですか？**

**A 「屋外広告物設置者・管理者変更届」の書式に必要事項を記入、捺印のうえお手続きください。なお、設置者を変更する場合の届出者は新設置者からとなります。**

また、継続許可のお手続きの際に設置者のにおける表者等の氏名が変更となった場合は、「屋外広告物設置者・管理者変更届」の提出は不要です。継続許可申請書に新しい代表者等の氏名をご記入ください。

### 管理者について

**Q 管理者が変わりましたがどのような手続きが必要ですか？**

**A 「屋外広告物設置者・管理者変更届」の書式に必要事項を記入、捺印のうえお手続きください。なお、管理者を変更する場合の届出者は設置者もしくは新管理者からとなり、届出者が新管理者の場合は管理者本人の個人印（管理者が法人の代表者の場合は代表者印でも可）をご捺印ください（社印は不可）。**

また、新しい管理者が有資格者である場合は、資格証の写しについても添付してください。

**有資格者とは…？**

屋外広告士 建築士 電気工事士  
ネオン工事に係る特種電気工事資格者  
電気主任技術者

いずれかの資格をお持ちの方

**表示内容について**

**Q 許可を受けている広告物の構造や設置位置、大きさに変更はなく、意匠のみが変わりますがどのような手続きが必要ですか？**

**A** 構造や設置位置、大きさに変更がなく、意匠変更のみの場合であればお手続きの必要はありません。継続許可のお手続きの際に継続許可申請書の表示内容欄を二重線で訂正のうえ、現在の表示内容を記載してご申請ください。

ただし、設置場所が広告物景観形成地区に指定されている長堀通地区と大川地区に該当する場合の意匠変更をする際は「広告物景観形成地区基本計画（長堀通／大川）適合協議書」と必要資料を建設局総務部管理課へ提出し、事前に審査を受ける必要があります。

この他にも、景観計画重点届出区域に該当する設置場所についても事前に協議が必要となります。その際の協議先は、都市計画局 計画部 都市計画課（都市景観担当）となります。

「広告物景観形成地区基本計画」事前協議

建設局 総務部 管理課

TEL : 06-6615-6687

「景観計画重点届出区域」事前協議

都市計画局 計画部 都市計画課（都市景観担当）

TEL : 06-6208-7887

**Q 許可を受けている広告物の大きさを変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？**

**A** 屋外広告物許可の変更許可申請が必要となります。新規申請時と同様の書類をご用意のうえお手続きください。

その際にかかる申請手数料については、変更する広告物件のみの金額になります。

大阪市建設局総務部管理課  
(電話: 06 - 6615 - 6687・78)

## 撤去について

Q 許可を受けている広告物を撤去しましたが、どのような手続きが必要ですか？

A 屋外広告物撤去届に必要事項を記入のうえ、撤去後の現地写真を添えてお手続きください。

また、撤去の日については、許可を受けている広告物の許可期間を越えて受付けすることはできませんのでご注意ください。

なお、屋外広告物の許可は、広告物の表示または広告物を掲出する物件に対しておこなっておりますので、屋上塔や壁面板、突出看板等の広告物の表示がなくなっただけ（白塗り等）で、掲出する物件が残っている場合は撤去の扱いにはなりませんのでご注意ください。

※突出看板で道路占用許可を受けている場合は、道路占用返還届の手続きも必要となります。（突出看板 Q&A 参照）

## 工作物確認について

Q 広告物許可を申請する物件が高さ 4m を超える建築基準法上の工作物確認申請の対象となりますが、広告物の申請に伴い必要なものはありませんか？

A 大阪市 HP からダウンロードできる「調査報告書」に必要事項を記入、捺印のうえ、屋外広告物許可の申請時に合わせてご提出ください。屋外広告物許可の申請を不備なく受付けできる場合は、その場で「調査報告書」に受付印を押印のうえご返却いたします。

また、工作物確認申請の対象となる広告物の申請については、下記のいずれかの資格を有する方を管理者に設置する必要があります。

### 有資格者とは…？

屋外広告士	建築士	電気工事士
ネオン工事に係る特種電気工事資格者		
電気主任技術者		

} いずれかの資格をお持ちの方

なお、工作物確認申請に関するお手続きの詳細については、都市計画局 建築指導部 建築確認課にお尋ねください。

都市計画局 建築指導部 建築確認課

TEL : 06-6208-9291

大阪市建設局総務部管理課  
(電話: 06 - 6615 - 6687・78)